

P FU社友会 会則

平成 10 年 4 月 1 日	制 定
平成 22 年 8 月 1 日	一部改訂
平成 26 年 11 月 18 日	一部改訂
令和元年 11 月 20 日	一部改訂

P F U社友会 会則

第1章 総 則

第1条 (名称)

本会はP F U社友会と称する。

第2条 (目的)

本会はP F UおよびP F Uグループ各社（以下会社と称する）の退任役員および退職者をもって組織し、会員相互の親睦を図ることを目的とする。

第3条 (会員)

本会会員は次のとおりとする。

- (1) 旧常勤役員
- (2) 定年退職者
- (3) 50才以上の退職者
- (4) 15年以上在籍した退職者
- (5) 理事会で承認した者

第4条 (事務局)

本会は事務局を、石川県かほく市宇野気ヌ98-2(株)P F U人事部内に置く。

第5条 (地区)

本会は石川地区と横浜地区と西日本地区に活動拠点を置く。

第6条 (事業)

本会は第2条の目的達成のため、次の事業を行なう。

- (1) 年1回以上会員の親睦を図るため懇親会を開催する。
- (2) 会員に社友会だより等、必要な広報を送付する。
- (3) 会員（本人）の訃報にあたり、供花を支給する。
- (4) 石川地区と横浜地区および西日本地区にそれぞれ「社友室」を設置する。
- (5) その他、理事会において必要と認めた事業を行なう。

第2章 組織および運営

第7条 (役員および選任)

本会に会長1名、副会長1名、監事1名、理事若干名を置く。

また、必要により顧問を置くことがある。

理事は理事会において候補者を選任し、総会に報告する。

地区代表および監事は理事会にて理事の中から候補者を選任し、総会で承認する。

会長、副会長は理事会で理事の中から選出し、総会で選任する。

第8条（運営）

- (1) 総会は原則として年1回開催するものとする。
- (2) 理事会は会長、副会長、地区代表、理事、監事をもって構成し、必要な都度これを開催し、本会の運営に関する事項を審議する。
- (3) 会長は本会を代表し、理事会を招集する。
副会長は会長不在もしくは事故あるとき会長を代行する。
理事は本会の運営に関する事項の審議に参画し、会長の指示を受けて会の業務を担当する。
地区代表は地区の行事を企画、立案する。
監事は本会の収支決算を監査する。
顧問は理事会からの要請により、その都度理事会に参画し、諮詢に応ずる。

第9条（役員任期）

役員の任期は以下のとおりとする。

会長	:	4年以内
副会長	:	4年以内
理事	:	4年以内
監事	:	2年以内
顧問	:	4年以内

上記の期間を超えて同一役職の再任は原則として行わない。

第3章 会 計

第10条（会計年度）

本会の会計年度は4月1日より翌年3月31日までとする。

第11条（経費）

本会の経費は会員より徴収する加入金および臨時会費、ならびに会社およびP F U労働組合よりの拠出金をもってこれに充てることとする。

第12条（会費）

本会は加入金を1万円として加入時に徴収し、会費は徴収しない。
ただし、懇親会等についてはその都度臨時会費を徴収するものとする。

第4章 会則の変更

第13条（会則の変更）

本会会則の変更は理事会にて決定する。

付 則

この会則は令和元年11月20日より実施する。

以 上

P F U社友会慶弔内規

第1条（目的）

会員の弔事に際しては、当内規の定めるところによる。

第2条（弔事）

会員本人が死亡した場合、次のとおり供花料を支給する。

（1）花輪・供花料

社友会会長名で 10,000～15,000 円の花輪または供花料を供する。

第3条（内規の改訂）

当内規を改訂する場合は、理事会にて決定する。

付 則

この内規は平成26年11月18日より実施する。

以上